



浅野 史郎 宮城県知事

編集部 本日は、お忙しい中をありがとうございます。この四月のスタートに向けて各市区町村が準備を進めてきた介護保険制度が、ここに来て俄かに迷走し始めて、現場の市町村も困っていると思います。また介護サービスを受ける住民のほうも一体、どうなっているんだ、はつきりさせてくれという感じがあります。そこでその辺も踏まえて現場の知事さんの中でも先頭に立って旗を振っていらっしゃる宮城県の浅野知事さん、そして朝日新

聞の論説委員で介護保険制度に注文をつけてこられた大熊由紀子さんに、今の混乱している介護保険制度をどうしたらいいか、そしてどういう方向にもっていかばいいかを自由に語っていただけたらと思います。それでは、まず、大熊さんから。

ついに飛び出した封建親父の代表選手

大熊 亀井静香さんが、とんでもないことを

言い出したときに、浅野さんはどう思いましたか。

浅野 十月六日でしたかね。私は、実は与太話かと思いました。ですから、真面目に聞いていませんでした。こういうことを言う人はたまにはいるなど、思っていました。だから、まともに取り合っていないかったです。

それが、あれよあれよという間に、結構、論としてできてきて、そして見直しなるものができ、その方向に沿って、まさに介護保険の

対談
は壮大な
改革だ
格差も認める画期的制度



大熊由紀子 朝日新聞論説委員

根幹たる部分が見直されたというのは、言葉で言えば驚きです。その意味では、こんな与太話が本当に通ってしまうのかという驚き、怒り、そんなものが渦巻いています。

大熊 私は、実は与太話って思わなかったの。ついに来るものが来たかと思っただけです。『社会福祉研究』という雑誌に四年前に「大争点と小争点」というテーマで書きましました。小争点は進歩的な陣営の人たちの間の争い争いです。一方は、「介護サービスを保険制度

でやるというのは邪道である、必ず落ちこぼれが出る」などという欠点を指摘する。もう一方の介護保険推進派の人は、介護保険になるとたちまちにして権利が発生するようなことを言う。この双方が互いをけなして、争っている。けれども実はもっと大きな敵がいる。それは封建的な、保守的な、「介護の社会化なんてとんでもない、介護は嫁にやらせればいい」という人たち。だから、ここで

新春
介護保険
社会
地方分権、住民参画、

税だ、保険だというような争いをやっている。と、その論点を上手に使われて、また揺れ戻しが来てしまいますよ、と書いたことがあるんです。ついに大争点の封建親父が出てきたというふうに思いました。

省三さん(龍谷大学助教授)が言っていた。それで「やっぱり三度目がきた」と思ったんです。でも政治担当の論説委員たちは、「いや、あんなものにとりあうとかえって亀井の名が上がるだけであって、黙殺したほうがいい」という。それが、たぶん大人の考えだと思います。しかし長年、「介護は女の仕事」

「市町村にできるはずがない」と反論されてきた人間からすると、「ああ、やっぱり日本の長年の勢力が出てきた」って思いました。

浅野 論そのものはあり得た論ですから、与太話というふうに簡単に片付けちゃいけないんです。タイミングとしてもう半年を切っている、十月の段階でまさか出してくるとは。しばらく制度を実施してみても改正として考えるというのだったらわかるんですけども。介護保険制度は五年後に見直すことになっていましたし、そういうことがビルトインされている珍しい制度です。それを、早目に議論しておくというのはいいのですが、実際に実施される前に、国民受けを狙って出してくるとはちよつと思ってもよらなかった。結果的には、大熊さんのご心配というのが残念ながら当たってしまったので不明を恥じています。

大熊 「いままさ、なにを」と社説に書いたの

浅野 そこまで言うのは、まだ早すぎる。まだ過去形で言うには早すぎて、怒りの真最中ということですよ(笑)。そう言ってしまうば、確かに私が前から期待していた福祉が政治問題になってほしいということ。今までどちらかというと、福祉というのは美談であつたり、心温まる話にとどまっていたものがかなり赤裸々に政治の問題になってきた。本当は望ましい形ではないにしても、政治の問題になってきた。日本中の各種各層の人たちが、ある程度喧々囂々やつたというものは特筆すべきことです。最低限ここに良い点を無理やり見出そうとすれば。

歴史に書き残すべきだというのは、感情だけではないですよ。怒った、悩んだとかではなくて、この道筋を一過性のものとして忘れて、残しておき、次のステップにつなげていくべきだということです。福祉が政治の課題になった第一号とは言えないかもしれませんが、かなり画期的なものだとすると、必ず第二段、第三段がありますが、第一段ということの失敗なり、そういう経験が踏まえてやっつけてほしいということです。

大熊 野中さんが介護保険延期をほのめかしたのが五月なのですが、その時にシンポジウ

ですが、このタイトルは有名になって、いろいろな人が「本当にいままさら何をだね」というような話をされる。私は、あまり政治向きのことがわからないから、自自公とういう政治状況について、政治家たる浅野さんに聞いてみたいのだけだ。

歴史に刻め、 今回の見直しへの怒り

浅野 それは、色濃くあの見直しに反映していると思います。この問題は、一見正論風に装ってというか、わかりやすく言うとか俗耳に入りやすい議論を持ってきたことです。日本の良風美俗たる子が親の面倒を見るというよなことをもってきた。それはどつちかといつたら、家族慰勞金のほうに実現したんだと思うんです。

もう一つは、「なかなか市町村だつて準備が大変で、このまま保険料を取るということになったら大混乱になりますよ」というもの。それは俗耳を「なるほど」とうなずかせるものはあるんですね。

ただ、その動機という部分に思いを馳せると、それを出しながら、実はどこかの人や集ムを朝日新聞でやりました。「介護保険という道具を使って市町村を変えよう」というシンポジウムに来ていた聴衆の一人に、石川県羽咋市の高齢化対策室長の定免さんという人がいた。翌朝七時半ぐらいに電話をしてきて、「僕は悔しくてならない。昨日のシンポジウムの録音をずっと聴いていると、本当にみんなが真面目に介護保険で日本を良くしようとしている。それなのに、中央の政治家とこの二日後に電話があつて、「定免さんが死んだ」って言うの。私は、てっきり彼は自殺したんだと思つたんです。私に最後の言葉を残したのかしらと思つたんですが、そうではなくて、ものすごく一生懸命人々を説いて回つて、身体が疲れていて、もともと心臓があまり強くなかつた上に風邪をひいてパタンと、亡くなられた。

自治体で本気になって、住民と膝を突き合わせて、これから実施と思つている人の努力も考えずに、政治の駆け引きでやっつけていくことへの怒りというのか、悲しみというのか、そういうのはすごくあります。だから、彼の甲い合戦をしなければと思つてしまう。

団に少し妥協するということが、心根のところに動機があつて、そこに持つて行つて、「こまでやつたぜ」ということをやるためであつたのではないか。現時点でもまだ私はそう思っています。しかし、それはいままさらあまり言つても始まらない。

私が今、怒っているのは、今回の図式は、介護保険の導入の大変さというのを認識して、その認識に基づいて大変だということで一生懸命説いて回り、汗かいて、悩んでという人ほど怒っているということです。どつちかといつたら「あまり関心もない」と言っている人はそんなに怒ってないという図式ですから、この怒りは深く、真面目にやつた人、真面目にやつたところほど怒っている。その部分は、この制度がこの四月から動いていくわけで、まだまだ紆余曲折がありますね。蓋を開けてみたらいろんな問題が出てくると思うんです。しかし、この時点において、そういう怒りがあつた、悩みがあつたということでは、やはり歴史としてもしつかりと書き記すべきだと思います。

大熊 市町村の首長さんや職員が、こういう事態を怒る、そういう日本になつたのは、一歩前進ですよ。

先程の政治の課題もそうですが、大体、五年前に「介護」という言葉を社説に使おうと思つたら、デスクが知らなくて、仕方がないので「お世話」と書いたことがあるんです。福祉が政治になったと同時に、「介護」という言葉もこれだけ氾濫し、知らない人がなくなつた、十五年で変わったなと思います。最も変わったのは自治体の職員です。この法律が通つてからの自治体の職員の変わりようというのはすごい、という気がするんですが、宮城県ではどんなふうですか。

もう横並びは通じない時代に

浅野 そこに行く前に、今回の見直しということが提起した問題点を具体的に論じてみたいと思つています。大熊さん、見直しの問題点についてはどうですか。

大熊 介護保険というのは、「保険か税か」という軸だけで語られることがありますが、もう一つ大事な軸がある。それは「分権か中央集権か」「住民参画か住民非参画か」という軸です。介護保険の長所は、その市町村のサービスマンや、一号被保険者の保険料を住民と共に考えて決めて、住民が納得し利用してい



くという、そこがいちばん良いところだと思
うのです。地方分権、住民参画というところ
は、市町村の住民税で運営しているデンマー
ク、スウェーデンなどに似ている。

介護保険になったら権利がにわかには生じる
なんて本当かななどと思っていた私が、途中
から介護保険に期待をするようになったのは、
このことよって住民が変わるのではないかと
いう期待なんです。予算総額ももう少し

し増えるかもしれないけど。

ところが、今回の第一の柱である介護保険
料を一定の期間取らない、マケてあげるとい
う話は、それを全く否定してしまった。営々
として住民と政治家と職員が相談づくでやっ
てきたことを振り出しに戻してしまうとんで
もない話だ、というのが第一の悪事だと思
っております。

浅野 私は、今回の介護保険の本来の内容は
いろんな意味で画期的だと思っております。た
だ画期的だというのは必ずしも良い意味だけ
じゃない。いろいろ珍しい制度だと言った
んです。一つは、準備が間に合わないかもし
れないが、とにかくやってみよう。だか
ら、準備が間に合わないからということで延期
論がありました。これが出てくる背景はわか
るんです。

僕は、よくたとえ話でマラソンのことを例
に出します。平成十二年四月にホノルルマラ
ソンに三五〇人参加しろと言われていたけ
ど、この何十年一〇〇メートル以上走ったこ
とがないという人は、「もう少しトレーニング
してから走らせてくれ。準備期間をくれ」と
言います。「いや、それはどうせ延ばし
たつて、そいつはやらないから無理矢理やら

律というところで許されなかったことです。そ
れをあえてやるというのは、画期的であり大
変なことなんですよ。
担当者もそうですが、特に今回巻き込んだ
のは首長です。市町村長というのも、あまり
自分が認識していなかったけれども、これは
大変なことだということをだんだん認識して
きた。私はいろいろな所で言ってきました。
これは混乱が起きますよ。準備段階でも起
るし、蓋を開けてからも混乱は起きますよと
言ってきました。しかし、それでもやるんだ
というふうに言ってきた。今、私が申し上げ
たような問題点というのを、「それで行くん
だ」ではなくて、ある意味ではお為ごかし
に、そこに救いの手を差し伸べたときに今
回の見直しです。

大熊 メディアにも責任があります。「格差」
こそ分権のテコになり、サービス水準を向上
させるのに、「格差が問題だ」と書く。勉強す
る気もないような首長の所へ行つて話を聞い
て、「もつとゆつくり準備をしましょう」とい
う話を放映する。そういう報道を見ながら亀
井さんも考えついたのかもしれない。

浅野 私は、メディアの責任とは全く思っ
ていません。われわれ地方自治体の立場から言

えば、今、言った内容について問題がありな
がらも、それをあげつらつて、だから直して
くれという声が少ない。大きな声にはなつ
てない。また上げていない。もちろん聞けば
あるでしょうが、そこで声を上げると、自分
は悪者になってしまうということがあるのか
もしれません。だから、体制としてはそうい
うことがありますが、「やりましょう」とい
うことでやって来た。だから自治体の意見を
聞いてということでは決してない。体制とし
て聞いてということではなくてやった、とい
うプロセスの問題がある。

内容について言うと、今やっている見直し
も最終段階になってきてから特に強調したの
は、分権という観点、地方自治という観点か
ら、全く見逃がすことができない論点を含ん
でいる、ということにかなりアクセントを置
いてやってきた。介護保険の有様として、介
護保険の精神からいっていかかという議論
は、どうも甲論乙駁があり得る。そこで、最
大公約数を自治体の中まで取りつけるのはな
かなか難しいような状況になってきたわけ
です。

しかし、そういう中で地方分権ということ
では一九九九年は大きく足を踏み出した、ま

なくちゃいけない」という例えで言ったんで
す。試験も同様、「いつからテストをやるよ」と
言った時に、「先生、間に合わないから
ちよつと延ばして」と言っても、勉強しない
者は勉強しないと同じことです。乱暴と言
えば乱暴です。設定したときにやると決め
た、これもある意味では乱暴ですが、それも
画期的です。

制度そのものも欠陥を持っています。それ
を今度は走り出して、走りながら直してい
うというのも乱暴と言えれば乱暴です。何が
出てくるかわからないけれども、その時に直せ
ばいいじゃないかと。ここまで割り切った制
度というのは珍しいが、それも画期的です。

もう一つは分権ということ。分権というの
は美しい言葉ですが、裏で言うと、今まで市
区町村は考えていなかったけれども、横並び
は通じないということです。まさに「保険料
水準」というのがいちばんわかりやすいんで
すが、それから「サービスの質・量」というも
の、隣の町と、こつちの町とで差が出てく
るということ、差があつていいんだというこ
とを認めたことは画期的なことですよ。

例えば、保険料だつて四点何倍の違いがあ
るなどということは、今まで公平・平等・一

さに第一歩なんです。その第一歩で出鼻をく
じかれるようなことになったら、先行きもの
すごい悪影響があります。そういう形で論陣
を張ってきました。その見直しの最たるもの
を一言で言うと、「右向け右」ということが相
も変わらず通るといふふうに見直し論者が
思つたということなんです。

相も変わらずというのは、この事務は機関
委任事務的に、まさに市町村長、都道府県知
事というのは厚生大臣の機関であつて、指導
監督の下に「右向け右」で動くんだというこ
とが大前提だ、ということが無意識のうちに、
そういう身体になつていて、その身体のまま
にあの言葉を発したということに大いに問題
があるのです。「あんた、それ違うよ」とい
うことをここで言わないと、地方分権という流
れに竿さす大変大きな禍根を残すことにな
ります。

二〇〇〇年は分権元年、 法治国家は大丈夫か？

大熊 折角、二〇〇〇年は分権元年であるに
もかかわらずね。

浅野 そうです。見直しの途中の段階で、介

護保険の精神を横に置けないのだけでも、一旦横に置いて、なおかつ、こんな大きな問題がありますよということなんです。現在でも、まだまだ問題提起の手を下ろす気はありません。

大熊 地方分権一括法の第一条には、「生活に身近な問題は市町村が立案して」と書いてある。この条文にも違反しているわけで、本当にどんなつもりなんだと。浅野さんが、十一月十九日の朝日新聞の論壇で「介護保険の見直しは自治の侵害」と提起を下さった頃から、いろいろな人たちが特別政策で付く七八〇億円の使い道について、「自治体にフリーハンドを与えるべきだ」とたびたび丹羽さんの所に言いに行くようになった。最初は「突破連」という若手の自民党の議員が行き、その次は丹羽さんの派閥の親分である加藤紘一さんが言いに行く。その都度、「いや、保険料を取ったらば、補正予算でついたお金はあげません」と丹羽さんは答えている。これは、本当に越権行為以外のなにものでもないと思ってしまう。丹羽さんが心からそう思っているのか、いろいろな力学上そう言っているのか、世の中の動き次第で少しは変わるかもしれない、という望みを持つ

ら、衆人環視の下でしょう。だから、このことについて怒らなくちゃ、大げさに言うこと日本の民主主義は危うい。いろいろな怒り方があって、今まで着々と準備してきたのにというのはわかります。

大熊 コンピューターのお金だって、無意味に余分にかかりますし。

浅野 僕が今、言っている怒りはそれとは別の、次元の違うところでの怒りというか、その恐ろしさをわかってもらいたい。

大熊 こういうことが堂々とまかり通るのであれば。

浅野 それも両方怒らなくちゃいけない、ということを見直しの最中に感じ、私の怒りというか、問題提起のポイントもちよつと変わってきたんです。

基盤整備には金を惜しみ、 バラまきには太っ腹——に怒り

大熊 私は、今まで介護の現場を歩いて、日本ぐらいの豊かさを持っている国と比べると、あまりにも人手と空間が貧しく、選択肢がないことに絶望的な気持ちになりました。なんとか変えなければいけないと、そのことで

て社説を書くこととしていたのですが。

浅野 分権の議論と、介護保険の精神というのと、もう一つの問題をちよつと大げさに言うことです。今回の見直しで忘れてならないもの一つは、ポイントが、法律改正をしていないことなんです。法律改正をしないで見直しというの、当然限界があるはずなんです。

今回は、その議論の動機なり言っている論点は一応あり得るとしても、それをやるなら法律改正でやるべき話です。それを、別の形で法律を改正せずという非常にわずかなところでもってやろうとしている。大変な知恵者がいた、というふうに褒め称えるべきなのか、こんなことをやったのでは法治国家の名が廃るということなのか、私は後者だと思っています。

大熊 厚生省の人に、「亀井さんは介護保険法の隅々まで熟知しているわけではないから、厚生省が知らばつられて、そんなぬげ道はありません、と言えばいいのに」と言ったら、「それは、いずれはわかることですからそれは言えませんでした」と言うんです。嘆かわしいつらありやしない。

浅野 その細い道という部分なのですが、法

ちゃんと予算を付けるという話を書いてきました。基盤整備をきちんとすることこそ円滑な実施に結びつくと言ってきた。現場が切望している基盤整備にはお金を出すとしない人が、バラまきのためには出してくるところにも怒っています。七八〇億円のところで有効に使うように組み換えられないか、というところにとつちかというところが、まず大原則ですね。

浅野 そういう一般論で言ったときに、赤字国債の問題があります。私も知事会を代表して今回の見直しについて、十一月四日に総理大臣に対する緊急要請を官邸まで持って行って額賀官房副長官に渡してきた。それがかなり報道された時に地元へ帰ったら、物事のあの程度わかっている人が、「浅野さん、なんで反対なんですか。だって、保険料を払わなくていいという話でしょう。そんないい話をやめるっていうのはどうですか」と聞かれたんです。これは、ある程度素朴な疑問です。

それはなぜなのか、ということの説明するには十二三分かかります。「いや、それは保険だから、給付と負担との緊張関係が」と

律の大原則というのは、当然、制度が始まった時から保険料を徴収するというのが大原則です。そうでない道もあるというのは、それは読めるかどうかという話です。その大原則を、読めるからという話で原則と例外をひっくり返すだけでなく、新しく原則だと言っていることの例外を一切認めない、というふうにするお金の出し方をする。このこと自体は極めて由々しきことと思わないと、我々は本当に法治国家に暮らしているのだからかという疑念を抱かせる。ここまで意識をして国民は少ないと思うんです。だから、ついつい内容についての議論になっていくでしょう。もちろん、内容の議論も大事ですが、その内容を実現する手段として、つまり法律改正によらない手続によって、法律改正とほぼイコールの根幹的なものを欠いてしまっているということが大問題である、ということをお忘れではないと思います。

大熊 そういふのは、いままでに何かあったかしら。

浅野 私は知りませんが、法律にある原則を予算でいつの間にか変えるというのはあります。しかし、これだけ注目されている、スタート間際というタイミングなりを考えた

か、かなり難しい議論を張らなくちゃいけない。ここが、また今回の問題の難しいところなんです。「保険料を払わなくていいんだから、そんなのいいべ」という話をどう説明するか。

その場合の財源としてもう一つ、われわれ自治体に向けられたのは、「国の金だからいいべ」という時に、「ああ、そうだな」と思うところがある。そこをもう一つ「待てよ」と言わなくちゃいけない。「国の金とおっしゃるけれども私は冗談で言ったんですが、「これがアメリカの金なら文句は言いません。日本の国なんだから、そうすると、実は宮城県民も日本国民ですから、国の金と言われるとほから持つてくるみたいだけれども、実は負担するのは我々なんです」と。「彼らではなくて我々なんです」と一人称で語られるべきなんです。そこが、若干ロジックをうまく使われて、「国がみるんだから」と、国という全く別のものを持ち出されたわけなんです。

大熊 保険料については、「強制的保険料」と亀井さんはいふ。いかにもひどそうな感じを出される。

浅野 強制的な税金、滞納処分をやつたらえらいことなんです。



大熊 赤字国債はいっさいダメという議論が

あります。でも、政治家の思惑で、今までは
そういう予算はいくら望んでも付かなかった
のに来るんだから、そのお金を使ってディセ
ンターやグループホームを造って、自立と判
定された人が特養ホームから帰ってこられる
家造って、補助器具をもっと増やしてとい
うふうにすれば、柵から《基盤整備モチ》で
はないかと。それをただバラまいてしまえ
ば、子孫に対しては申し開きができない。

浅野 その議論の中で言葉でいうと、レッ
サーイブルという話と、こここまで来た
らということ。もつと言えば「災いを転じて
福となす」というようなところがあり、実は
それに乗じてみたいところがある。われ
われ政治家の端くれとすれば、ついつい現実
的に考えていって、ここまで来たら全部ひっ
くり返すというのは難しい。そこに使うエネ
ルギーもものすごく大きい。また、その実現
可能性も大変低いという時には、それはそれ
で貰って、どこかを覚えて白黒逆転できない
かと考える。結構いい知恵だと思つて言つた
のは、つまり、補正予算の使い道を、保険料
を徴収した所にも同じだけ交付金をやって、
それを基盤整備に使えばいいじゃないか、と

わけです。「円滑な実施」のためには、保険料
をまけるより基盤整備のお金をドンと付ける
べきであると思うんですが、でも駄目なんで
すね。こういうところにお金を付けましよう
という話には、この国ではなかなかならな
い。

浅野 もう一つ、保険料徴収を猶予するとい
う、この話もまやかしてみたいところがあ
る。現実の問題として、永久に取らないん

いうことです。

もう一つ、そのやり方のいい点みたいなの
のを言うと、この介護保険は分権です。する
と、半年間のならし期間というのは確かにア
ピールします。ならし期間だとすれば、その
保険料を徴収しないというのもならし期間に
限ってはいいかと。それもいいかということ
ですから、ごく例外な話です。すると、その
お金を使つて保険料を徴収するもよし、しな
いもよしという、ならし期間に限つての自由
度を市町村に与えるというのは、結構、賢い
案だと思います。

大熊 私もそう思うのだけだ。
浅野 見直し論者が言つた論理をもう一回詰
めてみる必要があります。つまり、今の状況
で保険料徴収というものをやると反発がく
る、混乱をするという言い方をされました。
なるほどと思うんです。これは部分と全体と
いうのを分けて考えなくちゃいけない。実
は、それは部分の話なんです。三二五〇のう
ち、そういう市町村もあるだろうという話で
す。

例えば離島でホームヘルパー・ゼロだけ
ども、寝たきりで介護サービスを必要とする
人がいるという所で、その離島の人たちから

だつたらいいんです。しかし半年後には半
分にして取るわけです。そして一年半後には
全額取るわけです。特に、半年後に取る時の
問題で、延ばしてやつたというけれども、来
たらたぶん二倍、三倍に大変なはずで
大熊 なぜ二倍、三倍なの？ 一週止まつて
いるものだから。

浅野 そう、保険料を取らないらしい、とい
うことが被保険者の頭にはインプットされる
から。

大熊 半年後には、話が違ふじゃないかと。
浅野 報道などで知つていても、実感として
ばそうきまずよ。保険あつてサービスなし、
だから問題だ。だから保険料徴収ができない
というのだとすれば、永久に取れないことに
なる。実務者からすると、今年の十月以降に
初めて取られる。つまり、年金を貰つた時
に、今までは一〇万円貰つていたのが九万七
〇〇〇円になつてしまう時のショックという
のは、導入の時のショックよりも心理的には
何倍になつていっているというのを考えなん
でしょうかといいことなんです。

票を減らした？

亀井さんの美風発言

保険料を取ることができるかと言われると、
なるほどと思います。しかし、これは部分で
あつて例外なんです。宮城県にはそういう所
はありませんから。

大熊 ヘルパーがいなかったために、その人は本
土の老人病院に行っているわけで、その分は
やはり彼らが負担してもらわないと。

浅野 しかし在宅サービスはなかなか受けに
くい。
大熊 でも在宅サービスのためだけの介護保
険ではないですから。

浅野 保険料徴収をしにくいだろうという所
があるという、これは部分の話なわけです。
それを論者は、その部分を全体の話かのごと
く話を構成してしまつた、というところに論
理のごまかしがあつたんです。

大熊 抵抗があるだろうというには、保険
料徴収についての抵抗と、サービスがないこ
とについての抵抗と二つある。どちらかと
いつたらサービスがないことの抵抗のほうが
重大問題。保険料を取らないのはちよつと時
間が延びるだけで、時間が延びたら人が気前
よく、賢くなるわけじゃない。基盤整備のほ
うは、そのところへきちんとお金が行け
ば、サービスのほうは提供できるようになる

大熊 その頃にはもう選挙も済んでいる、あ
とは野となれ山となれという考えかしら。も
うひとつ、自由党案は共産党案と一見、似た
方式だけれど、実は、予算規模を押さえ込
もうという計画。

浅野 今、おつしやつた選挙対策ということ
で、この件も議論すると、選挙対策で今回の
見直しをやつたかというのと、「いや、そう
じゃない」とおつしやいます。その動機がど
うであつたかというのはいい。ただ、客観的
に有権者から見ると、今回の見直しというの
が、その見直しをやつてくれた人に「よくぞ
やってくれた」ということになるのか。選挙
というのは、この件だけでなるものではあり
ません。しかしこの件だけでというふうにか
えた時に、拍手を送つてサポートしたいと思
うのか、変なことをしてくれたいと思うか、こ
れはどう出ますかね。

大熊 保険料のことについてはどうなるかわ
かりませんが、「子が親の介護をする美風」と
いう言葉に対して、女性たちは相当に怒つて
いる。男の人でも少し物のわかつた人は、随
分と馬鹿なことを言う人だと思つている。あ
の発言の影響は、自民党にはかなりマイナス

だろうという感じはします。

高槻市の市長が、「家内が要介護なので市長を辞めます」と言った時、拍手喝采でしたが、その方が実際にやり始めてみたら、自分一人でやっていたら、「早よう死ななかなあ」と思ったと告白しています。

十五年ぐらい前に比べれば、家族だけで、特に子だけでやっていくというのが悲惨な結果を生むということは周知されているのではないでしょうか。子が親を介護する美風を唱える亀井さん自身が実は介護していない。日本記者クラブの亀井さんの会見のときに、「誰が見ているんですか」と私が聞いたら、「家内と兄の妻です」と言った。そういうことに、女の人たちは怒っている。「子」という中に男である自分が入っていない、昔に引き戻してしまおう人たち。

だからこそ、若い層の自民党の議員たちが危機を感じ、自分たちはあのじいさまとは違う、という感じで「突破連」というのを作ったのかも知れない。

浅野 保険料徴収猶予のところは微妙だとおっしゃったが、心理分析をした時にどうですかね。

大熊 社説には「国民を馬鹿にしてはいけな

やっていく義務もあるわけです。ところで介護保険に期待するものというところで、どんなことをお考えになっていますか。
大熊 介護保険になると、自動的に権利が出てくるように言う厚生省の人や一部の理論家には私は反論してきました。医療保険だって保険なのに、精神病院の中から出るに出不れない。精神保健審査会にやつとのもので訴え出たら、病院におどされ取り下げたという事件がいま九州で起きています。老人病院には縛られている人が夥しくいます。呆け老人をかかえる家族の会の人たちの調査だと、七割がそういうことを経験しているにもかかわらず、五割ぐらいの家族が仕方ないと思っ

ている。
保険制度になるだけでは駄目で、在宅サービスをうんと充実をして、自宅で暮らせるような体制にならなければ、今のところは家族がへたばるか、お年寄りが縛られるかという地獄の選択みたいになっている。それを介護保険が変える方向に働くかなとかかすかな希望。

浅野 そうなつてほしいと。

大熊 「お年寄りを縛っちゃいけない」ということは大熊一夫が「ルポ老人病棟」などでさん

い。国民はもつと賢い」とは書いたのですが、本当に賢いかどうかは私も心配です。

浅野 自治体の職員、介護担当はもろんですが、そういうことに理解のある自治体の職員、またその家族は明らかに怒っています。

それは、プロセスとタイミングの問題も含めて、苦労した所ほどそうですから、明らかにマイナスです。ただ、それが一般の住民の所まで行っているかというのは、まだオープンクエスチョンにしたいと思います。選挙の結果は、それだけを反映しているものではないと思います。それも大きな争点の一つですよ。今、大熊さんがおっしゃった、国民のレベルを相当低く見ていらつしやるのねということについて怒る。これは、相当レベルが高い人です。家族介護の美風みたいなものとセットですから、それと合わさつてどう反応するか。

家族だけでは介護ができない 五つの理由

大熊 これは、介護をちよつとでも体験した人とそうでない人とはすくく違います。

「家族だけでは介護ができない五つの理由」と

ざん書いてきました。医療界は微動だにしなかった。ところが老人福祉計画課長の山崎史郎さんが、抑制をしたら介護保険料は支払いませんよという政策を打ち出した。一応審議会でもそれが通つて、縛ることはいいことになった。まだ巻き返しはいっぱいあります。介護保険についての良い点と悪い点と、その果実のついでに、抑制は悪い、そんなことをすると保険料はあが

まかせ、とまった、これの果実の一つです。それから少なくとも在宅に関して、保険料を払っているのだから権利だということ。ケアとか、ホームヘルパーなどを堂々と受けるようにはなつていくかもしれません。今までのように、入浴サービスが家の前に止まるのは困ります、遠くに止めて下さいとか、ヘルパーさんを「家政婦さんなんですよ」とご近所に嘘をつくというようなことがだんだんに薄れるかもしれない。

介護保険の歴史を見ると、最初に十年前に介護対策検討会ができて、横尾和子さんが政策課長の時代に、北欧諸国がうまくやっているのは市町村がやっているからだという報告書を出した。それから五年経つて、大森彌さんが座長を務める高齢者介護自立支援研究会

私は言っているのですが、まず「重症化」、すくく重くなって素人の手に負えなくなつて

いる。「長期化」、長くなって、家族の愛情を保ち続けられなくなつていく。介護をする側が年を取っている「高齢化」。二人以上を見ている「重複化」。それから、「遠距離化」で遠くから介護に通うという、その五つぐらいが昔とは違った状況になつていくのを認識している人、認識していない人の割合がどのぐらいかな、というのもまだクエスチョンではあるんです。女が集まった井戸端会議だったら、これは絶対に一〇〇%そんなのはできないということになる。

浅野 今の話は、まさにそういうものに対するヘルプとしての介護保険制度の持つ意味の話になるわけです。見直して我々が怒つたということ、それだけになると非常に隠々滅々としてくるし、生産的ではないので、私の立場とすれば、それはそれとして一方で頭を切り換えながら、この四月に発足する介護保険制度を支援していきたい。

大熊 一時は延期しよう、という話もあつた、その延期は撤回したわけですから。

浅野 そうです。これをどう活かしていくか、ぼやいていても怒りは胸に置きながら

が社会保険方式を打ち出した。そこでビジネスで契約でというのが入つてきたんです。そのビジネスを本当に使いこなす体制というのがまだできていないような感じですが。

そして法律がよいよ仕上がる直前に、「介護の社会化を進める一人委員会」などの積極的な働きかけで、介護保険事業計画策定委員会の人を入れるべきだということになりました。そういう住民参画の手が入つたんですが、そういう住民参画などの仕掛けがうまく働かないと、ビジネスはすくく物騒なことをやって、どうしようもないことになるかもしれない。亀井さんに知恵を付けたという、野田市の元建設省のお役人の市長の所見に、事業計画策定には公募委員ゼロ、委員会は非公開というようなのも一応通つていってしまうということもあります。ただ黙つていたのでは、住民参画とか、分権とか権利というのが生まれてこない。これからが勝負です。

浅野 こういう道具というのを手にして、その道具をどう使うかというのは、使うほうの技術が試されているのですが、道具ができたということとはすくく大きい。私も今、大熊さんとおっしゃつたように、言葉で言うと権利

になる。逆に言うと福祉サービスを受ける側にとつてはステイグマが払拭されるというのはとても大きいと思います。

それから、ビジネスというのやり様でなかなか難しいですが、受ける側からいっただら選択の余地が生まれる。これは行きすぎの例かもしれませんが、今、東京都で介護サービスを受けている人の所へ行つて、「介護保険が始まった折には、是非うちをお使い下さい」と言っているそうです。これは、悪いことではない。ここが駄目なら乗り換えることになる。今まではそういう選択は考えられもしなかった。

大熊 在宅だと、あのヘルパーは気に入らないから、あっちにしようという選択ができてきた。これが施設に一旦入ってしまうと、家族は「やれやれ」、本人は「叫べども誰も助けに来てくれない」ということになるので、そこはすごく恐ろしい。すでに存在している有料老人ホームビジネスの介護型は、早くどんどん死んで交替してくれたほうが儲かるということがあるようです。

浅野 密室性もある、非選択性もあるから、システムとして介護オンブズマン、施設オンブズマンというのを制度化しないと危ない。

何かを。

浅野 良かったというよりは、よく言われていますように介護が必要になるという状況にならないようにする施策が必要です。健康対策、予防、健康づくりなど、今までも言われてきたんですが、介護保険の導入で格段と要介護防止に対する認識、必要性が高まってくると思うんです。

大熊 特に、市町村が一生懸命になるかもしれないですね。

浅野 我が宮城県では細々ですが、健康対策課長、厚生省から来ている女性課長ですが、彼女にも何か考えろと言つて、今、考え中で、来年度予算でモデル町村をつくらうとしています。宮城県に七一ある市町村の中で一つか二つ、ささやかですけども、そこで一生懸命健康対策、介護予防をやる、ということとで着手しようと思つています。この注目度が上がるといいのはいいことだと思うんです。要介護にならない施策を一生懸命やるう、ということに必ずお金も使われるはずですよ。

大熊 今までの医療保険だと、国保をやっている小さな村では、国保料を少なくするために健康増進に着目した所はありますが、大都

在宅は家族もいるし、近所の人もいるから代弁者にもなつて、それがオンブズマンの役割を果たすし、代替もあり得るからこれは大丈夫な率が高い。

大熊 今までの特養ホームだつてひどいものがたくさんあつて、ビジネスというものが入つてきて急に悪くなるわけではなくて、特養ホームでも縛っている所もあるし、病院は明らかに縛つてきましたね。

要介護者をつくらない 介護防止対策がより重要だ

浅野 僕は、今まで説明の時に、介護保険というのは権利になるとかというとなしそうですが、医療保険と同じ、というふうに言ってきた。ただ、違うというふうにならなってきた。ただ、違うというふうにならなってきたのは、医療保険、年金保険、介護保険と同じ社会保険です。年金の場合は特に顕著なんですけど、まず途中で美人薄命で死なない限りは返つてきます。保険料を払うというところの見返りというところは、事前に払つている時から頭で考えられます。医療保険も、病気になるということはかなりあつて実際に使っています。五年間で取れば、保険料を払つて

会では全然そんなことは考えていなくて、医療保険は中央集権になつていました。日本全体は駄目であつても、うちの町を良くしようと思えばできる、というのがこの制度のとてもいいところですね。

浅野 介護保険は、六五歳以上は全員が国保みたいなものです。被用者保険でないんだから、そこに力を入れようということは市町村段階でも合目的な行動になる。

大熊 今まで医療保険の場合は、どこに病院を配置するかとか、まるで市町村にはかかわりがなくつくられてきた。病院がつくられると、そこにどんだん人が吸い込まれ病人にされていく、というような状況があつた。国保の場合は、そんなことすると、市町村が財政上損になり、その町の人の保険料が高くなる、という仕掛けはわりとうまくできています。

介護保険の仕掛けというのは、「社会化」という言葉が嫌いな封建的な方たちには、好まれない言葉かもしれない。男女不平等を男女平等に、中央集権を地方分権に、住民不参画から住民参画へ。古い世代の人たちにとつてはいやな価値観ですし、これは革命的なことです。厚生省は介護保険制度の目玉は地方分権です、とはこれまでほとんど言つてない。

いる人の半分以上の人が何らかの形で医療を受けているから、これは有用なものだと思えます。

介護保険が違うのは、最終的に使うのは保険料を払つている人の二割ぐらいでしょう。逆に言うと八割の人は、保険料をずっと出さなければならぬ、何も恩恵を受けずに死ぬ。私もそういう質問を受けて、「それは、功德を施したことになるんだから、そうやっていっただら必ず極楽往生できますよ」と言っているのですが、今までの保険という感覚からいうと、掛け捨て、損したということになる。これは問題として残るんですね。

大熊 病気や医療と違うのは、こういうものが無いと家族がそれに巻き込まれるから、要介護者は仮に二割としても、それにかかわつてハイハイ言う人のことまで言つて、もつと数は多いかもしれない。

浅野 僕は、そのことを問題点として捉えるのはもちろんあるんですが、たぶん出てくるのは、八割の人たちに対する対策。これは介護保険とは別にです。ここところは非常にクローズアップされてくるのではないかと思えます。

大熊 そこで、「良かったね」と思えるような言つと、かえつてやばいと思つて言わなかったのか、自分の作った制度の長所を知らないのかそのところがわからないところがあるんです。

分権の立場から、浅野さんが「亀井さんはけしからん」と言つてでしょう。中央集権大好きな人がここにいとらしたら、「じゃあ、浅野が言うのと逆のことをやると分権が育たないのだな。我々が勝利だ」と思つかもしれない。

浅野 僕は、分権というのは最初から意識していません。だから、今回の見直しはおかしいというのが直感的に出てきた。樋口恵子さんが「これからは三つのケンだ。地方分権、男女同権、介護保険」と言った。なんとか二〇世紀中に間に合ったわけですから、二〇世紀の最後に、我々はいろいろあつたけれども、介護保険という制度を曲がりなりにも持った。あとは、これをちゃんと使いこなしていこうということで、もう一回諦めずに努力を続けていくということを申し上げておきたいと思つています。

(平成十一年十一月三十日収録)